

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における市民生活の安定を図るため、応急生活物資供給等に関し協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安中市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災した市民等に対して行う応急生活物資の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が安中市災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する。いとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置をとるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する生活物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた物資の価格を参考にし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（引渡し）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は、乙が責任をもって行うものとする。

甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認のうえ引取るものとする。

（情報の収集・提供）

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ確かな物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第9条 この協定は、平成19年1月25日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成19年1月25日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市
安中市長

乙 群馬県桐生市相生町一丁目111番地
生活協同組合コープぐんま
理事長